

議案第 6 2 号

天理市コミュニティセンター条例の一部改正について

天理市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成19年12月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

天理市コミュニティセンター条例（平成2年12月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（使用料）

第7条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

第10条を第12条とする。

第9条中「使用許可を受けた者であっても、この」を「使用者がこの」に改め、同条を第11条とする。

第8条第1項中「センターの使用許可を受けた者」を「使用者」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。

（1）本市の機関が主催して使用するとき。

（2）公益上その他特別の理由があるとき。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によりセンターを使用することができなかつたとき、その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

天理市コミュニティセンター使用料

（単位円）

区分		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	超過料金 1時間につき
天理市石上コ ミュニティ センター	大会議室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	研修室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	相談室	300	400	300	700	700	1,000	100
天理市嘉幡コ ミュニティ センター	大会議室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	研修室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	相談室	300	400	300	700	700	1,000	100
天理市御経野 コミュニティ センター	大会議室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	調理室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	研修室	300	400	300	700	700	1,000	100
	相談室	300	400	300	700	700	1,000	100

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。